

令和6年度 橋本市民病院看護学生奨学金制度のご案内

● 橋本市民病院看護学生奨学金貸与制度

橋本市民病院では、看護師・助産師を養成する看護系大学・専門学校等（以下「看護師・助産師養成学校」という。）を卒業後に橋本市民病院（以下「市民病院」という。）への就職を希望する看護学生を対象に、奨学金を貸与することによりその修学を支援するとともに、市民病院の看護職員の充実を図ることを目的としています。

1. 貸与対象者

奨学金の貸与を受けることができる者は、助産師・看護師を養成する学校に入学または修学中の学生で、将来市民病院に看護職員として就業を希望する者としします。ただし、他の団体で従事することを条件とした奨学金制度を利用している者を除きます。

2. 募集人数

6名程度

3. 提出書類

申請時

申請書類に必要事項を記入のうえ、添付書類をそろえて申請書を市民病院の申請窓口（事務局総務課）へお申し込み下さい。

※ 奨学金貸与申請時に、面接を保護者同伴のもと実施しますので、奨学金申請を希望される場合は、事前に市民病院の申請窓口（事務局総務課）へご連絡願います。

- (1) 奨学金貸与申請書（様式第1号）
- (2) 履歴書（市販のもので可、写真貼付）
- (3) 看護学校の合格証明書又は合格通知書の写し、又は、在学証明書

貸与決定後

1. 戸籍謄本
2. 奨学金貸与に関する誓約書（様式第3号）
3. 奨学金貸与契約書
4. 連帯保証人の完納証明書及び所得証明書（いずれも市町村窓口で取得）

※ 連帯保証人は独立の生計を営む者2人を立て、そのうち1人は申請者の父母または後見人でなければなりません。同一生計となるため配偶者は避けてください。

4. 試験及び貸与決定

筆記試験（国語、数学）及び面接試験により、厳正に審査し貸与決定を行います。なお、予算の範囲内で貸与を行いますので、申請された学生全てが貸与を受けられるものではないことを予めご承知下さい。 審査結果については、筆記試験終了後、約1週間でご本人あてに通知します。

(1) 一次試験（面接）

(2) 奨学金貸与申請時に、面接を保護者同伴のもと実施しますので、奨学金申請を希望される場合は、事前に市民病院の申請窓口（事務局総務課）へご連絡願います。

(3) 二次試験（筆記：国語、数学）

試験日：申込者と日程調整を行います

※筆記試験の詳細については、受験票をもって通知します。

5. 貸与期間

貸与決定された年の4月から卒業の月まで（※2年次以降からの貸与も可能です。）

6. 貸与額

貸与する奨学金の額は、月額5万円以内（年額60万円以内）とします。

7. 交付方法

毎月1日（ただし、初回月分は次月分と合わせて交付します。）

8. 返還免除

看護師・助産師の養成機関を卒業後1年以内に看護師・助産師の免許を取得し、橋本市民病院において貸与年数と同期間勤続することにより、奨学金の償還義務を免除します。

9. その他

上記以外の奨学金の貸与については、「橋本市民病院看護学生奨学金貸与規程」によります。

※ 進級時（4月頃）には面接を実施する予定です。（ただし、奨学金試験において条件付合格の場合は学期終了毎に「成績証明書」の提出及び面接を実施します。）

※ 進級時には「在学証明書」および「成績証明書」を提出していただきます。

※ 在学中に留年が決定した場合、奨学生として不適格と判断し、当該年度までの貸与とさせていただきます。ご了承ください。この場合、翌年度より返還義務が生じます。）

10. 提出先および問合せ先

〒648-0005 和歌山県橋本市小峰台二丁目8番地の1 橋本市民病院 総務課

TEL 0736-37-1200（代表） 内線 7680